

令和8年度 事業計画書

1 法人の運営

(1) 理事会の開催

理事会を開催し、法人の予算の執行や規則等の改正など業務執行等について決定する。

(2) 評議員会の開催

評議員会を開催し、法人の理事・監事の選任、計算書類及び財産目録の承認等、重要事項について決定する。

2 第二種社会福祉事業

(1) 保育所の経営

① あゆみ保育園及びあゆみ北保育園の運営

現行の保育所保育指針の内容を保育の実践に生かし、入所児童の安全と衛生管理を徹底して、子どもが健やかに過ごせるよう、職員が一丸となった保育を実施する。

子どもの成長発達と保護者の支援を図るとともに、地域の中で育つ子どもの育成に努め、地域の子育て支援施設として周辺地域との調和に努める。あゆみ北保育園においては、子育て相談・子育て親育ち講座を実施し、地域における在家庭の子育て支援事業を行う。

② 一時預かり事業（保育所型）

あゆみ北保育園において、就労形態の多様化に対応するとともに、保護者の疾病、事故等に伴い一時的に保育が必要となる子どもを対象に一時的に預かり保育事業を行い、安心して子育てができる環境の向上に努める。

さらに、保育所等への入所申込みをしているが、入所が保留になっている乳幼児を対象に、保育所等の入所が決まるまでの間、保護者を支援するための緊急一時預かり事業を行う。

③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

あゆみ北保育園において、普段、保育所等を利用していない0歳6か月から満3歳未満のお子様を、月10時間を上限にお預かりする乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する。

(2) ゆうあいひろばの運営

市民プラザ6階における下記の3業務を市から一括して受託し、効率的かつ効果的な運営を目指す。

① ファミリーサポートセンター事業

育児支援を依頼したい人と育児の援助ができる人を組織化し、地域において会員同士が相互援助しあう活動を支援し、子どもの安全・安心を確保しつつ福祉の向上に努める。

② 一時預かり保育事業

一時的に子どもを預かることで、安心して仕事、通院、買い物やリフレッシュが出来る環境を整備し、児童の福祉の向上に努める。

③ 子どもたちのあそび広場運営事業

それぞれの子どもを対象とした遊具や読書、工作などを通して、さらには、情報提供や活動の支援や交流の場の提供を図り、児童の健康増進や創造性を育成する。

(3) ひとり親等日常生活支援事業

市からの委託を受け、ひとり親等が一時的に家事・育児等が困難な場合に、家庭生活支援員を派遣して日常生活の世話などを行い、ひとり親、寡婦世帯の自立と生活の安定を図る。

3 公益事業

(1) ひとり親家庭や寡婦等のための相談支援事業

ひとり親家庭や寡婦の自立に必要な情報提供を行うと共に、関係機関とも連携しながら対応する。

(2) ひとり親家庭日帰り研修事業

普段子どもと触れ合う機会が少ない世帯に対し、ひとり親対象者について親子の交流を一層深める事業を検討する。

(3) 善行生徒表彰事業

ひとり親家庭あるいは両親ともになく、祖父母等に養育されている宇都宮市の中学生で善意ある行いをしている生徒を表彰し記念品を贈ることにより、健全育成を促進する。

(4) 母子寡婦福祉会との連携

交流事業などを通じて母子と寡婦の絆を深めるための工夫を検討しながら、各事業への理解と協力を求めるとともに、相互扶助の精神を醸成する。

また、地区母子寡婦福祉会の会員が減少傾向にある中で、相互に支援し合えるよう地区福祉会の拡充に努める。

(5) 関係団体との連絡調整に関する事業

宇都宮市や関係機関・団体等が企画・主催する事業に協力する。

4 収益事業

(1) 公共施設への自動販売機の設置運営事業

宇都宮市総合福祉センター等の公共施設において、利用者の利便性を図るための自動販売機を設置し収益事業を行い、その収益等をもとに母子寡婦福祉の充実を目指す。

5 その他法人の目的達成のための事業

(1) 経営会議の開催などによる社会福祉法人の安定的な運営

当法人における諸課題の解決を図るため、社会保険労務士との意見交換会を開催、また、経営会議(連絡調整会議)を開催し、運営方針等の協議を実施するなど、法人としての安定的な運営を図り、事務事業の適正かつ効率的な執行に努める。

(2) 財政基盤の安定化の確保

二つの保育園運営を核としつつ受託事業等も充実させながら、社会福祉法人として母子連の役割が発揮できるようひとり親及び寡婦の福祉の充実に取り組むとともに、保育園施設設備の修繕整備など将来発生が見込まれる経費に充てるための剰余金の積み立てなどを行い、経営基盤の安定化に向けた取り組みを行う。